

## 第6章 にぎわい・活力のあるまち

- 第1節 地方創生の推進
- 第2節 市民参加・協働の推進
- 第3節 男女共同参画の推進
- 第4節 行財政運営・行革の推進
- 第5節 広域連携の推進

## 第1節 地方創生の推進

### ■ 現状と課題

まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に施行され、国を挙げて地方創生<sup>※1</sup>に向けて動き出しています。少子高齢化の進展、人口減少時代の到来、東京圏への一極集中という課題に対応し、将来にわたって自立した活力のある地域社会の維持と魅力ある地域社会の構築をめざさなければなりません。

本市では、平成19年度をピークに人口減少局面に入り、今後も人口減少が避けられない中、問題に対する認識を市民と共有しながら、人口増加に向けた取組や、まちづくりの課題への対応などを推進する必要があります。

本市の合計特殊出生率<sup>※2</sup>は、平成26年度で1.09となっており、全国平均の1.42を大きく下回っていることから、安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境整備や、仕事と子育てを両立できるワーク・ライフ・バランス<sup>※3</sup>の実現に向けた取組などが求められています。

北広島市の住み良い住環境や道央圏の地理的利便性など、まちの魅力を市内外に向けて発信するシティセールス<sup>※4</sup>を効果的に推進するため、本市のブランド力を磨き、発信力を高め、戦略的に取り組んでいく必要があります。

北広島団地は、これまで市の発展をけん引する地区として成長し続けてきましたが、造成から45年余りが経過し、高齢化がほかの地区より進展しています。今後も自立したまちづくりを進めていくためにも、まちをけん引する地区として活性化していく必要があります。

地域経済の活性化や雇用の場の確保のため、企業間の連携や企業の成長拡大を支援する必要があります。また、新しい事業分野や価値を創造し、地域の活性化や雇用の創出につなげていくため、起業促進に向けた支援に取り組む必要があります。

### ■ 基本的方向

- 安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境の充実を図ります。
- 仕事と子育てが両立できるワーク・ライフ・バランス<sup>※3</sup>の実現に努めます。
- 子育て世代や高齢者世代が安心できる環境づくりを推進します。
- 地域資源やまちの魅力を市内外に発信するシティセールス<sup>※4</sup>を推進します。
- 北広島団地地区が再びまちをけん引する地区になるよう、活性化を図ります。
- 市内企業との連携や支援のほか、企業と一体となって雇用の創出を図ります。

※1 地方創生：地方の人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取組。

## ■ 施策

### 妊娠・出産・子育て環境の充実

- 若い世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、ライフステージに対応した支援を行います。
- 市内への産科の誘致などを進めます。 ※第1章第1節 再掲
- 乳幼児等の保健の向上を図るため、医療費の助成を行うとともに、制度の更なる充実に努めます。 ※第1章第6節 再掲
- ワーク・ライフ・バランス<sup>※3</sup>の実現に向けて、市民や事業者の意識啓発を図ります。

### 新しい人の流れの創出

- 札幌市のブランド力の活用や近隣自治体との連携を図り、シティセールス<sup>※4</sup>を推進します。
- 道内における本市の存在感を高め、住みよいまち・訪れたいまち・選ばれるまちをめざします。
- 子育て世代の定住促進を図るための住宅購入の支援や、多世代住宅環境の創出を推進します。

### 魅力的なまちの形成

- 北広島団地地区に若い世代を呼び込むため、団地地区のイメージアップを図ります。
- 都市計画マスタープラン<sup>※5</sup>に基づき、快適で魅力ある都市機能を持つ市街地形成を進めるとともに、多様な住宅事情に対応するため、建ぺい率や容積率の緩和などを図ります。 ※第5章第1節 再掲
- 高齢者世代と子育て世代の住み替えニーズに対応した支援について検討します。 ※第5章第2節 再掲
- JR北広島駅周辺の利便性を活かして、居住機能や福祉、商業等の機能を集積し、魅力ある拠点地区の形成を図ります。

### 新しい事業・価値の創造

- 多様な人材が自らの能力を十分に発揮し活躍できる就労環境の実現に努めます。
- 北広島発のイノベーション(新しい事業分野や価値)を創造し、地域の活性化や雇用の創出を図ります。
- 農産物の付加価値を高め、農業を核とした新たな産業を創出し、所得の向上や雇用の創出を促進します。
- 企業の労働者不足の解消に向けて、企業と市が一体となった人材確保に取り組むとともに、優れた技術や製品を有する企業のPRなどを推進します。

※2 合計特殊出生率:1人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生数を合計した数値。

※3 ワーク・ライフ・バランス:仕事(ワーク)と私生活(ライフ)の調和を図り、若者男女だけれども、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

※4 シティセールス:都市の魅力や個性を発掘・育成し、発信することにより、都市のイメージやブランド力を向上する取組。

※5 都市計画マスタープラン:市町村が、市民の意見を反映しながら、都市づくりの将来ビジョンをたて、地域ごとの市街地整備の方針や諸施設の配置方針などをきめ細かく定める計画。

## 第2節 市民参加・協働の推進

### ■ 現状と課題

人口減少や高齢化、地域経済の停滞、市民ニーズの多様化などの環境変化の中で、自治体は自己決定・自己責任の考え方を基本に市民と行政が対話を重ね、課題と目標を共有しながら地域独自の伝統、文化、個性などの資源を生かした地域主権型社会に向けて、主体的な行政運営ができる仕組みづくりが求められています。市民は積極的に自治体経営に参加するとともに、行政との協働を推進していく必要があります。

NPO<sup>※1</sup>法の施行から15年以上が経過し、市民活動はますます活発になってきている一方で、活動拠点の確保や活動基盤が脆弱な団体への支援が求められています。

これからのまちづくりには、地域固有の特性・問題点や課題を明らかにし、主体的な創意・工夫のもと、地域に必要で最適な活動を市民自らが地域の担い手として実践する自立的なコミュニティ<sup>※2</sup>が求められています。

町内会・自治会では、地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、快適なまちづくりをめざして自主的に活動していますが、未加入や未組織などの課題があります。

町内会・自治会の活動拠点には、地区住民センターと住民集会所がありますが、老朽化が進んでいる施設については改修が必要となっています。

### ■ 基本的方向

■ 市民参加の基本原則や市民の役割、具体的な市民参加の対象や手続きの方法などを規定した市民参加条例に基づき、市民参加機会の拡大、市民の意向が市政に反映される市民自治によるまちづくりを推進します。

■ 協働指針に基づき、市民が主体となった公益活動団体(NPO<sup>※1</sup>、公益法人、共益的団体など)と行政の協働を推進します。

■ 協働のパートナーとして自主性・自立性を尊重し、公益活動団体の活動を促進します。

■ 町内会・自治会等の活動を支援し、地域コミュニティ<sup>※3</sup>の醸成を図るとともに、市民活動の拠点となる地区住民センターや住民集会所の環境整備を進めます。

## ■ 施策

### 市民参加の推進

- 市民参加の対象となる事業には、企画段階から、パブリックコメントや審議会委員の市民公募、ワークショップ、市民説明会、無作為抽出による市民会議などの参加手法を行い、市民が積極的に参加・参画できる機会の拡充を図ります。
- 市民参加に係る情報等については、市ホームページや公共施設に常設している「市民参加コーナー」において、わかりやすい情報提供に努めます。
- 市民参加推進会議において、市民参加の実施の評価、市民参加条例運用の評価・見直しを行うとともに、市民参加をより実効性のあるものにするための取組について検討します。

### 協働の推進

- 行政と公益活動団体がお互いの領域を固定せず、社会状況の変化に対応した協働を推進します。
- 行政だけが担っていた事業の領域において、公益活動団体の専門性などを生かした事業の提案を募集し、市民ニーズに対応したきめ細かな公共サービスを提供します。
- 市民協働推進会議において、行政と公益活動団体との協働を中立的な立場で調査審議し、透明性、客観性を確保しながら協働指針に基づく協働を推進します。

### 公益活動の促進

- 公益活動団体の活動に対して公募型補助金を交付し、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促進します。
- 市民が安心して公益的活動を行うことができるよう、ボランティア保険制度を検討します。
- NPO<sup>※1</sup> 入門講座の実施やNPO<sup>※1</sup> 法人の認証などの活動を支援するとともに、公益活動団体相互の組織的、人的ネットワークの拡大につながる交流機会を提供します。
- 市民に公益活動情報を発信することや団体相互の交流や日常のミーティング場所の提供、備品・機材の貸出しなど、活動に必要な支援機能を充実するために(仮称)公益活動センターを整備します。

### 地域コミュニティの醸成

- 地域コミュニティ<sup>※3</sup>の醸成を図るため、町内会・自治会等の加入促進とともに、運営費の一部を助成し、自治会活動の支援を推進します。
- 地域コミュニティ<sup>※3</sup>活動の拠点となる地区住民センター及び住民集会所は、市民の身近な活動の場として利用しやすい施設となるよう、老朽化を考慮しつつ計画的に改修を進めます。また、新たに発展が期待される地域への施設整備を検討します。

※1 NPO: 英語の Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間組織。

※2 コミュニティ: 地域社会や共同体。人々が共通の意識をもって生活を営む地域または集団など。

※3 地域コミュニティ: 地域におけるさまざまな共同体のことで、町内会や自治会、一定のテーマや目的を持った集まりや団体など。

## 第3節 男女共同参画の推進

### ■ 現状と課題

男女が対等でお互い自立した人間として尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要です。

本市では、きたひろしま男女共同参画プランを策定し、「北広島市男女共同参画推進委員会」と「北広島市男女共同参画推進会議」の推進体制により、意識啓発等の各種事業を実施し、プランの推進を図ってきました。

男女共同参画を推進する取組として、参画意識の普及啓発や子育て支援の充実が着実に進められてきてい

ますが、固定的な性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるなど)は、人々の意識の中に依然として根強く残っています。

市における各種審議会や各種団体の代表者等への女性参画を一層促進していくため、今後もきたひろしま男女共同参画プラン(第2次)のもと、男女があらゆる分野で社会の対等な構成員としてともに参画し、貢献できる環境づくりを進めていく必要があります。

### ■ 基本的方向

■ 市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、家庭や地域、学校、職場などにおいて、性別に関係なく個性や能力が発揮できるよう男女共同参画の意識づくり、環境づくりを促進します。

■ あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った施策の実施のため、関係機関との連携や協働を図ります。

## ■ 施策

### 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

- 男女が互いに尊重し協力し合う社会の実現に向け、きたひろしま男女共同参画プラン(第2次)を基本に、情報紙の発行など男女共同参画に関する意識啓発や学習研修活動を進めます。

### 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

- 市政への意見反映や協働のため、政策や方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。
- 市民が性別や年齢に関係なく、お互いを尊重しながら、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、まちづくりや地域活動への男女共同参画を推進します。

### 仕事と生活の調和が実現できる環境の整備

- 家庭・職場・学校・地域等あらゆる分野において男女がともに参画できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※<sup>1</sup>)に向けた環境づくりを進めます。

### あらゆる暴力根絶への取組

- 重大な人権侵害であるDV(配偶者等からの暴力)などの暴力をなくすため、関係機関と協力して意識啓発や相談体制の充実を図ります。

※1 ワーク・ライフ・バランス:仕事(ワーク)と私生活(ライフ)の調和を図り、老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

## 第4節 行財政運営・行革の推進

### ■ 現状と課題

社会経済情勢の変化、地域主権型社会の進展など自治体を取り巻く環境が変化する中、市民のニーズは多様化・高度化しています。

本市は、行政を取り巻く環境の変化に対応するため、108件の改革項目を掲げる行財政構造改革を進め、平成27年(2015年)3月までに102項目を実施しました。今後は、持続可能な財政運営の推進、機能的な行政運営の推進、市民協働・官民連携の推進の3つを基本目標とし、48件の実施項目を掲げた行財政改革大綱・実行計画に基づき、行財政改革をさらに推進する必要があります。

平成17年度(2005年度)から本格実施した政策評価において、事務事業の見直しや拡大など、行財政運営に連動する評価システムの構築を進めてきました。また、

平成24年度(2012年度)には学識経験者や市民で組織する総合計画推進委員会を設置し、総合的な視点からの評価を図ってきました。

これからは限られた財源や人的資源を有効に活用し、民間の活力やノウハウを行政運営に生かすことがますます重要になります。一方、多様化、複雑化する行政課題などに対応するためには、簡素で効率的な行政組織の整備を進めるとともに、地域主権型社会の進展に対応できる政策形成能力や法務能力などを備えた職員を育成するなど、職員研修の充実を図り、職員の資質や能力の向上に努めていく必要があります。

市民サービスの向上とさらなる行政事務の効率化のため、また、現庁舎の耐震性からも新庁舎の整備に向けた総合的な検討が必要となっています。

### ■ 基本的方向

■ 効果的・効率的な行財政運営を実現するため、総合計画と政策評価の連動を図り、計画・予算・評価など行財政運営の一元化をめざします。

■ 行財政改革を推進するとともに、行政組織の見直し、職員数の適正化、地域主権型社会での行政課題に的確に対応できる職員の育成などを推進し、より効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。

■ 自主財源の確保を図りながら、限られた財源の重点的な配分などにより財政の安定的な運営を推進します。

■ 公共施設の老朽化等にともない、公共施設のあり方や管理方法などの総合的な計画を策定し、適正規模、適正配置などの検討を進めます。

■ 市民に親しまれ、安全で利用しやすい、景観や環境に配慮した新庁舎の整備に取り組みます。

## ■ 施策

### 効率的な行財政運営

- 総合計画・予算編成・事業実施・政策評価という一連のサイクルに基づく、効率的で効果的な行財政運営を進めます。
- 外部評価の充実により評価の客観性や透明性を高めるとともに、評価事務の効率化や精度を向上させ、政策や予算への反映を促進します。
- 本市が取り組む施策について、市民満足度・優先度・実感性に関する意識調査を実施し、政策評価や総合計画の進行管理への活用を検討します。

### 行財政改革の推進

- 地域主権型社会の進展や高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、行財政構造改革大綱の理念に基づき改革を推進し、自己決定・自己責任による行政運営、持続力のある安定した財政基盤を構築します。また、市民ニーズに基づいた事務事業の円滑な権限移譲を進めます。
- 限られた資源を最大限に活用するため、政策評価の充実を図ることにより事業の「選択と集中」を進めるとともに、業務執行の効率化と官民の役割分担の見直しを進める中で民営化・委託化の推進を図ります。

### 健全な財政運営

- 市税などの安定的な財源の確保を図るとともに、公共サービスのあり方や適正な受益者負担などの見直しを行い、事業の選択と限られた財源の重点的、効率的配分を進めます。
- 積極的な財政情報の公開を進め、資産・債務の把握と財務諸表の充実を図り、市民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。
- 企業誘致の促進による雇用と税収の創出など安定した財源の確保を図るとともに、市税等の収納率向上のため、市全体の債権の一元管理について検討を進めます。
- 受益者負担、広告料収入、公募債などのほか、新たなアイデアやコスト意識に基づく民間経営の発想・改革手法を活用します。

### 行政サービスの充実

- 簡素で効率的な行政運営による質の高い行政サービスの実現を図るため、行政の責任領域の明確化や市民との適切な役割分担を行うとともに、民間委託の推進や指定管理者制度の活用など民間活力の導入を進めます。
- 総合的で横断的な行政を推進するとともに、関連した手続き窓口を同一フロアに集合化させるなどサービスの向上を図ります。
- エルフィンパーク交流広場の活用の方向を検討します。
- 公共施設の老朽化等に伴う更新・改修については、今後のまちづくりを見据え、公共施設のあり方、効率的・効果的な管理方法を踏まえた総合的な計画を策定し、公共施設の適正規模、適正配置などの検討を進めます。

### 組織・職員の活性化

- 多様化、複雑化する行政課題などに適切に対応しながら、事務事業の見直しや簡素で効率的な行政組織の整備等を積極的に進め、適正な職員配置に取り組みます。
- 多様な行政課題に対応できる人材を育成するため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を計画的、効果的に実施し、職員の政策形成能力や法務能力などの向上を図ります。

### 新庁舎の整備

- 市民に生まれ、安全で利用しやすい市役所庁舎をめざして、景観や環境に配慮しながら、将来の行政需要の変化にも対応可能な新庁舎を整備します。

## 第5節 広域連携の推進

### ■ 現状と課題

交通や情報通信基盤の進展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物に至るまで生活圏や経済圏が行政界を越え広がっています。さらには人びとの価値観や生活様式の多様化に伴い、人・物・情報の交流が、これまでの生活経済圏域の枠を越えて活発化するとともに行政ニーズも多様化・広域化しています。

近隣自治体との協力がまちづくりには不可欠となって

いることから、本市は、札幌広域圏組合や道央廃棄物処理組合などに参画し、さまざまな分野で構成団体に共通する行政課題に取り組んでいます。

観光、防災、環境、教育などさまざまな分野で各自治体が抱える共通の課題に連携して取り組み、今後とも地域の可能性を引き出すために一層の広域的な連携に努めていく必要があります。

### ■ 基本的方向

- 行政の広域的な連携により、人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するとともに、共通する行政課題に取り組めます。

## ■ 施策

### 広域連携の推進

- 行政サービスの向上を図り、さまざまな分野で各自治体が抱える共通の課題に対応するため、本市と密接な関係にある近隣の市町村と連携して、個々の自治体の特色を生かし、資源を補完し合いながら共通する課題に取り組みます。
- 札幌広域圏組合などの持つ機能を活用し、効果的な広域行政を進めます。

### 国・道との連携

- 市民サービス向上のため、国や道から情報を的確に把握するとともに、対等な立場で相互に連携を図りながら協力していきます。
- 地方創生の取組に対し、本市の独自性のある取組を積極的にPRするとともに、国や道との相互の連携を図ります。

